

不動産取得税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	不動産の取得者
3. 課税方式	<課税客体> 不動産の取得 <徴収方法> 普通徴収の方法による
4. 課税標準	価格(固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)
5. 税率	標準税率 本則4% <税率の特例> 住宅及び土地 3% (R3.3.31まで)
6. 課税標準及び税額の特例	<住宅・住宅用地の特例> (昭和29年創設) 住宅・課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円を控除 住宅用地・税額の減額措置(新築・中古とも) 150万円又は床面積の2倍の面積(200㎡限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額 <住宅用地・商業地等の特例> (平成6年創設) 住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮
7. 税収(平成30年度決算)	4,035億円
8. 沿革	昭和29年 創設 昭和56年 税率の改正(3%→4%)